

令和3年 第5回須賀川市農業委員会総会議事録

令和3年5回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和3年5月10日（月）
- 2 招集通知日 令和3年5月10日（月）
- 3 招集日時 令和3年5月20日（木）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（9名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 18名
- 7 欠席農業委員 1名（横川 良雄委員）

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	稲田	大河原一英	小塩江	相樂 利晴	仁井田	根本 芳一
大東	関根 隆二	岩瀬	佐藤 秀和	岩瀬	渡邊 聖一	長沼	内山 哲夫
長沼	本間 正博						

- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 9名
- 9 欠席農地利用最適化推進委員 0名

- 10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局 長 西澤 俊邦

	農 政 係 長	鈴木 弘明
	農 地 係 長	力丸 光輝
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

11 議 案

議案第 21 号 農用地利用集積計画について

議案第 22 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 26 号 現況確認証明申請の適否決定について

報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 16 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 17 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 18 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理に
ついて

報告第 19 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

12 その他

13 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 1 番 加藤

梅子 農業委員と 2 番 関根要一 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 2 時 3 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 3 年 5 月 2 1 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和3年 第5回総会

令和3年5月20日（木）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第21号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第45号から第64号までについて、質問等
ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第21号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は
挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第21号「農用地利用集積計画について」は計
画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第22号「農用地利用配分計画（案）に関する意見につい
て」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第22号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異
議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第22号「農用地利用配分計画（案）に関する
意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

（農政課職員 退席）

議 長 次に、議案第23号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否

決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 18 号について根本委員よろしくお願いいたします。

根本推進委員 受理番号第 18 号について説明いたします。

5 月 17 日、古川委員と聞き取り確認及び現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲渡人は、長年にわたり須賀川市農業委員会会長を務めていました。今回の申請は、譲渡人が高齢となったため、息子に無償贈与するものです。農作業に必要な設備は保有しており、今後も継続して農作業に従事するとのことで、許可上特に問題ないと思っておりますので、委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 19 号及び 20 号について、内山推進委員よろしくお願いいたします。

内山推進委員 受理番号第 19 号と 20 号について説明いたします。

5 月 15 日、松川委員と調査を行いました。第 19 号と第 20 号の賃貸人の土地は、父親の時代から貸していた土地であり、賃借人は、土地の一部で出荷ナスを作付けしていましたが、今年から復田することを考えていました。話し合いにより、水田として 5 年間の賃貸借権設定の申請となりました。今回の申請は、両者の話し合いで同意したものであり、許可上特に問題ないと思われれます。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 21 号及び 22 号について、関根推進委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 21 号について説明いたします。

5 月 16 日に関根農業委員と譲渡人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。譲渡人は、近年体の調子が悪く、耕作に支障をきたすようになり、売買を考えていたところ、知人を介して譲受人との間で話し合

いが成立したとのこと。許可上特に問題ないと思われ。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

続いて、受理番号第 22 号について説明いたします。

5 月 16 日に関根委員と聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人の土地は上下関係であり、受理番号第 21 号の譲渡人が譲受人に売買の話をしたところ、第 22 号の譲渡人が同調して、三者間で話し合いが成立したとのこと。許可上特に問題ないと思われ。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 23 号について村上委員よろしくお願いいたします。

村上推進委員 受理番号第 23 号について説明いたします。

5 月 17 日、秋山委員と調査を行いました。貸し手と借り手は親戚関係にあり、借り手の世帯の農業従事者は 4 人で、借りる農地で野菜を栽培する予定です。申請地は、現在耕作している圃場の近くあるため、効率的に管理できると思われ。農業技術については長年栽培している作物であるため問題なく、耕作に必要な機械・設備は既に保有しております。また、価格については、お互いの話し合いで、10 年間無償の使用貸借と決定したもので、許可上特に問題はないと思われ。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 24 号及び 25 号について、関根推進委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 24 号について説明いたします。

5 月 16 日、関根農業委員と譲渡人の聞き取り調査を行いました。申請地は譲受人宅の前にあり、譲受人が長年耕作をしてきた場所であり、譲受人が譲渡人に売買の話を持ち掛けたところ、両者の話し合いで合意したものであります。許可上特に問題ないと思われ。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

続いて、受理番号第 25 号について説明いたします。

5 月 16 日、関根農業委員と聞き取り調査を行いました。申請地は、譲渡人がしばらく耕作をしていなかった土地で、譲受人宅の近くにあ

るため、譲受人が譲渡人に売買の話を持ち掛けたところ、両者の話し合いで合意したものであります。許可上特に問題ないと思われま
す。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 26 号について大河原委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第 26 号について説明いたします。

5 月 16 日、譲渡人、譲受人の立会いのもと、桑名農業委員と調査を行いました。譲渡人と譲受人は兄・妹の関係で、自宅も隣接していま
す。譲受人は、今より野菜作りを増やしたい意向があることを譲渡人
に相談したところ、売買の話し合いがまとまったとのこと
です。農機
具についても共有物ですべてそろっています。許可上特に問題ないと思
いますので、委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 27 号について佐藤委員よろしくお願いいたします。

佐藤推進委員 受理番号第 27 号について説明いたします。

5 月 12 日、矢部委員と譲渡人・譲受人への聞き取り調査を行いました
。譲渡人と譲受人は近隣住民であり、譲受人は地元でごみ収集業を
営みながら、稲作耕作を兼業しています。今回の売買は、譲渡人から
持ち掛けた話であり、譲受人としては条件がよくない土地のため、た
めらったそうですが、家族の勧めもあり購入を決断したとのこと
です。譲受人はこれまでも水田経営をしてきており、購入した土地で一生懸
命耕作するとのこと
で、許可上特に問題ないと思
いますので、委員の
皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 28 号について渡邊委員よろしくお願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号第 28 号について説明いたします。

5 月 12 日、矢吹委員と譲渡人宅を訪問し、譲受人同席のもと調査を
行いました。譲渡人は小売業を営んでおり、農地については親戚に小
作依頼をしていました。しかし、小作人は会社員であり、耕作放棄地
の増加と遠距離を理由に契約打ち切りの打診があり、新たな小作農家
を探して
いました。譲受人は、申請地区で既に営農活動を行っており、
規模拡大につながるという背景があり合意に至りました。また、譲受

人の配偶者の実家が申請地の集落内にあり、農業設備関係は、実家の協力が得られるとのこと。今回の申請は、両者の話し合いで同意したものであり、許可上特に問題ないと思いますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 23 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 23 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 2 号について、相楽推進委員よろしくお願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第 2 号について説明いたします。

5 月 7 日、安藤委員、吉田委員と現地確認調査を行いました。

申請地は、議案第 26 号の受理番号 1 号と関連する案件で、農業用倉庫を建築するため申請されたものです。本農業用倉庫は、営農をしていくうえで必要不可欠であると考えられるため、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ

いて」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 18 号について、本間推進委員よろしくお願いいたします。

本間推進委員 受理番号第 18 号について説明いたします。

5 月 16 日、加藤委員、松川委員、横川委員とともに、譲受人と面談し、聞き取り及び現地調査を行いました。

申請地は、6 年前まで譲渡人の母親が耕作していましたが、母親が耕作できなくなってから手入れも大変になり、譲受人と譲渡人の話し合いにより、今回の申請となりました。現地を確認したところ、周辺は宅地に囲まれており、転用の許可上特に問題ないと思われまので、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 26 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第1号について、相楽推進委員よりお願いいたします。
相楽推進委員 受理番号第1号について説明いたします。

5月7日に調査を行いました。申請地につきまして、平成28年に土地の一部に農業用倉庫を建築し、翌年に下屋を増築しましたが、令和2年10月に新たな農業用倉庫の建築を申請地内に計画し、土地の調査をしたところ、農地転用の申請・許可が必要であることが分かりました。本農業用倉庫は、営農をしていくうえで不可欠であることから撤去は困難であり、今後も継続使用していきたいとのことですので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第26号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第26号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」 4件です。

○ 報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」 6件です。

○ 報告第16号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 1件です。

○ 報告第17号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1件です。

- 報告第 18 号「農地法第 5 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理について」 2 件です。
- 報告第 19 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 6 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

・令和 4 年度農業施策に関する要請・要望事項について

要望事項があれば、5 月 27 日までに事務局に提出していただきたい。

・令和 3 年度農業者年金受給権者現況届の受付開始について

6 月 1 日から受付開始となる。該当者から問い合わせがあった際はご指導いただきたい。

議 長 他になければ、これにて令和 3 年第 5 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。